

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年12月18日

【会社名】 三洋貿易株式会社

【英訳名】 Sanyo Trading Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 増 本 正 明

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田錦町二丁目11番地

【電話番号】 03(3518)1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部門担当 高 須 淳

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田錦町二丁目11番地

【電話番号】 03(3518)1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部門担当 高 須 淳

【縦覧に供する場所】 三洋貿易株式会社大阪支店
(大阪市中央区本町三丁目5番7号)
三洋貿易株式会社名古屋支店
(名古屋市中区錦一丁目5番13号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成27年12月17日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定にもとづき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年12月17日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

1. 監査等委員会設置会社への移行に伴う所要の変更
2. 責任限定契約を締結できる取締役の範囲の変更
3. 条文の追加および削除に伴う条数の変更等

第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。）として、増本正明、新谷正伸、高野学、高須淳、山田洋之助の5名を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、鈴木壽太郎、市毛由美子、柳澤匡の3名を選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として前原輝幸を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額を、年額170百万円以内（うち、社外取締役分は年額10百万円以内）と定めるものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額40百万円以内と定めるものであります。

第7号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である者を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額および内容決定の件

取締役（社外取締役および監査等委員である者を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額20百万円以内とすることおよびストックオプションとしての新株予約権の内容について決定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	93,877	2,903	0	(注)2	可決 97.0
第2号議案 取締役(監査等委員である者を除く。) 5名選任の件					
増本正明	96,450	330	0	(注)3	可決 99.6
新谷正伸	96,450	330	0		可決 99.6
高野 学	96,450	330	0		可決 99.6
高須 淳	96,448	332	0		可決 99.6
山田洋之助	94,154	2,626	0		可決 97.2
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
鈴木壽太郎	96,325	455	0	(注)3	可決 99.5
市毛由美子	96,431	349	0		可決 99.6
柳澤 匡	88,940	7,840	0		可決 91.9
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任 の件	96,685	95	0	(注)3	可決 99.9
第5号議案 取締役(監査等委員である者を除く。) の報酬額決定の件	96,608	111	61	(注)1	可決 99.8
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の 件	96,601	118	61	(注)1	可決 99.8
第7号議案 取締役(社外取締役および監査等委員で ある者を除く。)に対する株式報酬型ス トックオプションに関する報酬等の額お よび内容決定の件	96,571	209	0	(注)1	可決 99.7

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。